

第 53 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 23 年 3 月 11 日 (金) 10 : 00～12 : 00
- 2 場 所 永田町合同庁舎第 1 共用会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	竹信 三恵子	朝日新聞編集委員兼論説委員
同	種部 恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	林 陽子	弁護士
同	原 健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピーセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 委員あいさつ
- 3 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する取組について
 - (1) 第 3 次男女共同参画基本計画について
 - (2) 女性に対する暴力対策関係予算について
 - (3) 配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業について
 - (4) 第 2 次犯罪被害者等基本計画について
- 4 専門調査会における今後の議論の進め方について
- 5 閉 会

(配布資料)

- 1 女性に対する暴力に関する専門調査会運営規則
- 2 女性に対する暴力に関する専門調査会委員名簿
- 3 第 3 次男女共同参画基本計画 (概要)

- 4 平成 23 年度女性に対する暴力対策関係予算(案)
 - － 1 内閣府 － 2 警察庁 － 3 法務省 － 4 文部科学省 － 5 厚生労働省
- 5 配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業(概要)
- 6 第 2 次犯罪被害者等基本計画(仮称)
 - － 1 第 2 次犯罪被害者等基本計画(仮称)策定の経過と今後の予定
 - － 2 基本計画策定・推進専門委員等会議構成員名簿
 - － 3 第 6 回基本計画策定・推進専門委員等会議 資料 1
 - － 4 第 2 次犯罪被害者等基本計画(仮称)案における主な施策
 - － 5 第 2 次犯罪被害者等基本計画(仮称) 案
- 7 専門調査会における今後の議論の進め方(事務局案)

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。それでは、ただいまより第 53 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

私は、このたび男女共同参画会議の議長である内閣官房長官から御指名を賜りまして、本専門調査会の会長を務めさせていただきます、辻村みよ子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この専門調査会では、女性に対する暴力の根絶に向けた諸課題について議論していくことになります。皆様とともに、活発な議論ができますことを期待いたしております。

では、本日は、末松副大臣が御臨席でございますので、まず御挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○末松副大臣 皆様おはようございます。与謝野内閣府特命担当大臣が男女共同参画を担当されており、その下で副大臣を務めている末松と申します。今日は林政務官と一緒に出席させていただいております。

御挨拶を申し上げます。2 点ございまして、1 点は、内閣府の調査で、暴力を受け、特に強姦などの被害を受けてから 1 人悶々と悩む女性の姿が明らかになっております。そこで日本社会として、暴力は絶対に許さないんだということ、被害を受けた方を社会全体で応援をしていくということを、改めて具体的な計画として決定し、決意しました。

そのためパープルダイヤルに掛かってきた相談を通じて、被害実態あるいは相談実態をしっかり把握してデータを積み上げ、それを踏まえて新たな施策をきちんとやっていこうと考えております。それが皆様に是非お願いしたいことでございます。

もう一点申し上げます。与謝野大臣が担当している税と社会保障の一体改革に関して、今、社会保障の絵姿を描こうとしております。大体 4 月頃に描いて、今度は 6 月にどういった税負担でやっていくか、あるいはそれ以外の負担でやっていくかということを検討していきます。

その中で、中心的な課題は、社会保障を負担する、支えていく人達をどうしっかりと育んでいくかということです。女性と子ども、将来の若者、そういった方々にしっかり担ってもらわないと、社会保障の全体の姿が崩れます。女性に社会に出ていただくためには、それなりのしっかりと社会体制、基盤づくりをしていかなければいけない。その意味で、男女共同参画は、

社会保障を支えるための一番の絵姿になっていきます。

我々としてそこをしっかりとやっていくと同時に、女性が社会に出ていくときに一番困るのは子育てであり、今同じく与謝野大臣の下で、女性が社会に出ていっても困らない仕組みとして、幼保一体化、新システムを検討しているところでございます。

そういった意味で、男女共同参画は、社会体制を維持する上で是非とも必要な体制になってきたということを改めてここで申し上げて、私の御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして林政務官から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○林政務官 皆さん、おはようございます。御紹介いただきました、文部科学大臣政務官の林久美子でございます。文部科学省の政務官ですが、与謝野大臣の下で、そして末松副大臣の下で、男女共同参画の政策を補佐するというお役目をいただいております、今日は参加させていただきました。

皆様方、本当にお忙しい中、専門の先生方にお集まりいただきましたことを、本当に心から感謝申し上げます。

副大臣からもお話がありましたが、女性に対する暴力というのは本当に多種多様でございます。パープルダイヤル、DVあるいは性暴力を対象にしたダイヤルを実施していますが、本当に毎日たくさんの方から御相談を寄せていただいております。

先生方のお手元に配付をさせていただいているかと思いますが、少しでもたくさんの方にこの番号を知ってもらおうと、意外とそういう被害を受けている方はどこに出口があるのか、どこに相談をしたらいいのかわからないという方が多いので、できるだけいろんな場所に、ちょうど名刺サイズのカードを置いて、このダイヤルに向けてアクセスをしていただけるような取り組みを行っています。

パープルダイヤルは3月27日までなので、裏面にその後のDV相談ナビの番号も付けて、3月27日以降も使えるようにということで、例えば本屋さんとかあるいはコンビニエンスストアなどにも置かせていただいているところです。

また、私自身、女性ですから、いろいろ感じるところもあるわけですが、女性に対する暴力と言うと、DVとか性暴力、殴る、蹴るだけではなくて、社会の中における暴力というのはいろいろあると思います。一昔前と言えば男尊女卑みたいな話で、私もよく女なのだからしおらしくしておけばいいとか、いろいろ言われますが、そういうことも含めてパワハラ、セクハラみたいなものも、この社会の中にはまだまだあるんだと思います。しかしながら、やはり男性と女性がともに支え合う、ともに生きていく、ともにのびやかに暮らしていくという社会が女性のみならず男性にとっても本当に必要なことでもあると思いますし、そういう社会を実現することが、女性に対する暴力をなくしていくということにも寄与していくのではないかと考えております。

先生方には、いろいろ具体的なお知恵も出していただきながら、より一層女性に対する暴力の撲滅、ゼロにしていくというお気持ちで御尽力を賜りますように心からお願いを申しあげまして、私の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。さて、この専門調査会は、今年2月に委員の改選がございました。本日は、この委員改選後の初めての会合でもございますので、委員の皆様方から、お一人一言ずつ簡単に御挨拶をいただきたいと考えております。

お手元の資料2にもありますが、委員の名簿が配付されておりますので御参照ください。御所属は名簿にも書いてありますので、できましたら御専門とか、この委員会における抱負というのでしょうか、何かございましたら、また後ほど自由に御議論いただきますけれども、一言だけでも付け加えていただければありがたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。こちらからお願いできますか。

○林委員 おはようございます。弁護士の林陽子と申します。

私は、女性に対する暴力専門調査会ができた当初から、メンバーとして関わっておりました。昨年、立派な第3次基本計画が策定されましたので、その実現に向けて皆様と力を合わせてまいりたいと思います。

2008年より国連の女子差別撤廃委員会の委員を務めております。委員会からも様々な提言を日本政府に対して出しておりますので、その実現にも皆様とともに努力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

阿部委員、よろしくお願いいたします。

○阿部委員 おはようございます。阿部と申します。

神奈川のみずらという団体の理事をしております。20年、女性のための相談活動に取り組んでおりまして、DVの委託等にも取り組んできておりますが、最近は被害者の保護あるいはケアは最重要課題であると同時に、加害者の問題にどうやったらアプローチできるかということで、毎週1回、DVに悩む男性のための相談を民間として始めました。みずらとして始めたわけではありません。

現在、パープルダイヤルで男性の相談にも取り組んでおりまして、なかなかこれをどのように今後検討していくのかというのは、是非先輩の皆様の経験とお知恵を拝借したいということで参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

小木曾委員、よろしくお願いいたします。

○小木曾委員 中央大学の小木曾と申します。

専門は刑事訴訟法であります。被害者学会でも活動をしています。初めての参加であります。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございます。

次は木村委員、お願いいたします。

○木村委員 首都大学の木村と申します。

法科大学院で刑法を専攻しております。初めての参加です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、次に竹信委員、お願いいたします。

○竹信委員 朝日新聞の竹信と申します。

担当は労働とかジェンダーの編集委員で論説委員も兼務しております。長く経済とか労働法等に関わっており、女性問題もDV法のころからやっております。女性への暴力というのは、セクハラも含めて、働き方とか社会保障とか、社会の根幹を安定的に持つていくために本当に阻害要因になっているということを取材を通じていつも感じてきましたので、何とかその解決に結びつけなければありがたいと思っております。よろしくお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。

次、種部委員、お願いいたします。

○種部委員 種部です。

産婦人科医です。性犯罪の被害者の診察をし、警察と連携して立件に持つていくための診察医を担当しています。

性的虐待についても、児童相談所から依頼を受けて、児童の診察を行い診断書を書くという仕事をずっとやってまいりました。病院というのは、大変な暴力を受けた後、心的な外傷を受けてくる方は多いのですが、病院の現場というのは非常に忙しくて、ほとんどすべてが見逃されています。それを見逃したくないという思いで、今、小さなクリニックでカウンセリングとつなげるという診療を行っています。よろしくお願い申し上げます。

○辻村会長 ありがとうございます。

次に原委員、お願いいたします。

○原委員 佐賀県DV総合対策センターで所長をしております原と申します。

この委員会は2期目になります。私はもともと加害者の更生をテーマにこの仕事を始めまして、細々と今でも続けております。前職は精神科心理職ということでDV被害者のカウンセリングをしていました。今は特に予防教育に関心を持つておりまして、高校生、また中学生の啓発活動を佐賀県、九州近辺で行っております。

この調査会では、前期の会議のときに第3次男女共同参画基本計画を出させていただいて、今回はそれらを推進する具体的な方法を提案していくことでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、番委員、どうぞ。

○番委員 初めて参加させていただきます。弁護士の番敦子と申します。よろしくお願い申し上げます。

私は現在、日弁連の犯罪被害者支援委員会の委員長を務めておりますが、もともと弁護士登録

以来、両性の平等に関する委員会で女性の問題を考えてきて、その関連として犯罪被害者の方に活動の軸を移していったという経緯がございます。

現在、実際の業務としましては、女性が被害者の事件を、本当に山のように持っております。

DV、セクハラ、性暴力等です。東京都の東京ウィメンズプラザのDV相談担当を、DV防止法ができた2002年から務めております。東京都女性相談センターの法的対応機能強化事業の講師等も務めておりまして、本当に日々被害者の方と接しているというような状況です。

性犯罪をはじめ性暴力被害者に関してもう少し何とかならないかということを常々考えておりますので、ここでの議論を本当に参考にさせていただいて一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

では、平川委員、お願いいたします。

○平川委員 平川と申します。

この委員会は3期目になります。私は東京フェミニストセラピーセンターという本当に小さなカウンセリングルームを開業でやっております。その前は精神科にありまして、児童期の性虐待の被害を受けた方たちが、20代になっても立ち行かなくなっているという患者さんと一緒に生きてきました。その方たちの回復がものすごく長くかかるということを実感しております。途中からDV被害者のための民間シェルターを立ち上げました。そこには女性とともに子どもさんがいらっしゃるわけですが、精神科でお会いしていた方々と、民間シェルターの中でお会いする方たちと全く同じ問題を抱えているということを実感してまいりました。

とにかく被害が深刻である。被害後の影響が非常に深刻である。長くかかる。世代間連鎖が行われているというようなことを現場で実感してまいりました。私は東京都、千葉県などで婦人相談員の方たちのスーパービジョンも行っておりまして、そこでも婦人相談員の方たちが深刻な相談事例を抱えていて、自分の抱えている困難事例とともに、相談員の方たちのセルフケアも一緒に考えていくという立場に立っております。

今はパープルダイヤルの急性期の性暴力被害者の電話相談もやっております、やはりやってよかったと思っております。今まで言えなかった方たちが性暴力についてお話をできる機会がやっと到来したと思っております。この専門調査会にも非常に希望を持っております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

それでは、森田委員、お願いいたします。

○森田委員 筑波大の森田と申します。

専門は精神科で、児童虐待やDVのことをやってきました。被害者の方や被害児童を診ているのと、DVのことでは、信田さよ子さんたちとDV加害者のプログラムをやっている、そういう虐待の話とDVの話がなかなか連携しないので、もう少しそこを何とかしたいという気持ちがあります。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 ありがとうございました。

山田委員、お願いいたします。

○山田委員 中央大学の山田昌弘と申します。

この委員会には前々回は参加しましたが、前回は1回お休みをさせていただきまして、2年ぶりにまた参加することになりました。

専門は家族社会学でございまして、家族の愛情を中心に読み解くということをしております。多くの皆様のように、女性の暴力について専門というわけではないのですが、家族や労働の変化の視点から、この問題を検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。資料2をごらんいただければわかりますが、この調査会はメンバーが13名からなっております。本日は12名参加ということで、根本野田市長のみが御欠席でございます。どうもありがとうございました。

様々な御専門、まさに多様な分野の方々にお集まりいただいておりますので、この調査会の議論の成果が上がりますことを期待しております。

それでは、続きまして、事務局の皆様から御挨拶をお願いしたいと思います。

○福下府審議官 内閣府審議官の福下と申します。よろしくお願いいたします。

○岡島局長 男女共同参画局長の岡島と申します。よろしくお願いいたします。

○武川審議官 男女共同参画局の審議官の武川と申します。よろしくお願いいたします。

○小野田総務課長 同じく総務課長をしています小野田と申します。よろしくお願いいたします。

○藤澤推進課長 推進課長の藤澤と申します。よろしくお願いいたします。

○原調整官 配偶者間暴力対策調整官の原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○犯罪被害者等施策推進室 犯罪被害者等施策推進室の参事官の河原と申します。よろしくお願いいたします。

○警察庁 警察庁生活安全企画課長の砂川と申します。よろしくお願いいたします。

○法務省 法務省大臣官房参事官の柿崎と申します。よろしくお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課の土井と申します。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省の母子家庭等自立支援室長の竹林と申します。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

次に、資料1でございますけれども、この専門調査会の運営規則を配付してございます。ごらんいただきたいと思います。

この運営規則の第8条におきまして、会長は会長代理をあらかじめ指名することが定められております。本会の会長代理として、林陽子委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○辻村会長 どうもありがとうございました。それでは、林陽子委員、短い挨拶をよろしくお願いいたします。

○林委員 では、会長の御指名でございますので、お引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻村会長 林委員、それでは、よろしくお願いいたします。

さて、この調査会の今後の議論の進め方を検討するに当たりまして、まずは女性に対する暴力に関する政府の取組みを紹介いただきたいと思います。

それでは、初めに、昨年 12 月に策定されました第 3 次男女共同参画基本計画の概要について、事務局から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○藤澤推進課長 まず資料 3 でございます。こちらで先ほど先生方のお話の中でも御紹介ありました「第 3 次男女共同参画基本計画」につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

皆様方の机の左の方にこういう白い冊子もございまして、こちらに計画本体が全部載っております。ただ、かなりの分量でございますので、今日は資料 3 の概要版で御説明をさせていただきますと思います。

1 枚目、男女共同参画基本計画といたしますのは、上の方に書いてありますように、男女共同参画社会基本法に基づきまして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策をとりまとめた政府の基本計画でございます。

今回、第 3 次計画ということで、2020 年までを見通した政策の方向性と、5 年後、2015 年度末までに実施する具体的施策をとりまとめた計画を、昨年末、12 月 17 日に閣議決定いたしました。計画全体の特徴を簡単に御紹介させていただきますと、真ん中辺りに書いてございますように、大きく 4 点ほどございます。

1 つ目が「経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設」ということですが、具体的な重点分野は下の方に 15 個並べてございます。そのうち黄色の部分が新設分野なのですが、こちらの専門調査会にまさに関連します、女性に対する暴力関係はこのうち第 9 分野に当たる部分で記載されております。この女性に対する暴力に関する分野は、第 1 次計画のときからずっと 1 つの独立した分野として施策を盛り込んで計画を作っております。

特徴の 2 つ目が「実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に『成果目標』を設定」しているということです。

今までの 2 次計画におきましても数値目標は定めておりましたが、今回の 3 次では数的にも 2 倍近い項目を掲げて、それを目指して国が施策を実施していくことを謳っております。後で御紹介いたしますが、第 9 分野の暴力の分野に関しましても幾つか成果目標を掲げております。

3 点目としまして、指導的地位に立つ女性の割合を 30%程度に 2020 年にするという目標を以前より掲げております。それに向けて多様なポジティブ・アクションも含めて積極的に推進していくということを書き込んでおります。

4 点目が女性の活躍によって経済社会が活性化すること、あるいは M 字カーブ問題を解消することが非常に重要だということで、それを踏まえた施策も盛り込み、そういう点を強調していることでございます。

計画は、この専門調査会の更に上の組織であります男女共同参画会議から答申いただきました

基本的考え方に沿って政府で策定したものです。男女共同参画会議の答申に当たりましては、専門調査会で有識者委員の皆様方に相当な時間をかけて議論いただきまして、その答申を取りまとめたいただきました。

暴力に関しましては、女性に対する暴力に関する専門調査会で御熱心に御議論いただいたものを基本問題・計画専門調査会で更に議論いただき答申が取りまとめられ、そしてこの計画に至ったという経緯がございます。

資料3は、以下15の分野ごとに1枚ずつ概要を添付いたしておりますが、暴力に関しましては10ページの第9分野のところで1枚概要をまとめてございます。

基本的考え方としまして3つ掲げておりますが、女性に対する暴力は言うまでもありませんが、重大な人権侵害であるので、男女共同参画社会の形成の上で克服すべき重要な課題であるということ。社会の変化というのでしょうか、インターネットや携帯電話の普及などによって、暴力もいろいろ多様化しておりますので、新たな視点から迅速かつ効果的に対応することが必要。暴力の形態や被害者の属性などに応じて、きめ細かく対応することが不可欠ということを掲げております。

下の方に施策の実施という矢印が上に向かって伸びておりますが、その具体的な施策、暴力は本当に範疇が広いので、この計画でも8個の項目に分けて整理しております。

左上から申し上げますと、暴力の予防と根絶のための基盤づくりということで、暴力を容認しないような社会風土を醸成するための啓発や被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止すること。

左から2番目、配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護等の推進ということ。

右から2番目、性犯罪対策。

一番右、子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進など、8つのものを盛り込んでいるところです。

上の方に戻っていただきまして、成果目標でございますが、夫婦間における「平手で打つ」「殴るふりをして脅す」といったことを暴力として認識している人の割合が今50%程度のものを5年後に100%にすることですとか、配偶者暴力防止法の認知度について、今4分の3程度を5年後に100%にすること。市町村における配偶者暴力相談支援センターの数について、今21か所を5年後に100か所にするとといったような成果目標を掲げているところでございます。

具体的施策は白い冊子の方を見ていただくと、かなりいろいろな項目が書いてございますので、また後でござんいただければと思いますが、施策ごとに担当府省も明記しておりまして、私どもも含めてそれぞれの府省において具体的な取組みを推進することとしております。後でそれぞれから御説明させていただきます。

以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。委員の皆様方にはいろいろ御質問等あるかと思いますが、後ほど質問の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に具体的な取組みとして関係省庁から来年度予算について御説明をいただきます。

よろしいでしょうか。

まず、内閣府からお願いいたします。

○原調整官 では、内閣府男女共同参画局の女性に対する暴力対策関連予算を説明させていただきます。資料４－１をごらんください。

内閣府の女性に対する暴力対策関連予算は、大きく分けて３つのものがございます。

「１ 女性に対する暴力をなくす運動等啓発」費として、約２,５００万円となっております。具体的な内容としては、毎年１１月１２日から２５日までの２週間、女性に対する暴力をなくす運動を行っており、その啓発用ポスターの作成費、また男女共同参画局において、若年層向けの予防啓発教材を作成しましたので、その教材を使った指導を行える指導者養成のための研修費、また、人身取引根絶に向けたポスターの作成費、全国共通ダイヤルにより、最寄りの配偶者暴力相談支援センターなどを案内し、希望する場合には直接相談窓口につながり機能を持った全国共通のシステムである「ＤＶ相談ナビ」のサービス提供費などを計上しております。

「２ 女性に対する暴力の防止に関する調査研究等」経費として、約２,７００万円となっております。具体的な内容としては、来年度、３年に一度をめぐりに実施しております、男女間の暴力の実態に関する基本的な調査を実施することとしており、その調査経費を計上しております。配偶者から何度も暴力を受けたことがある人の割合が１０.８%であることなど、基本的なデータの調査を行います。

また、現在、パープルダイヤルを実施しておりますが、その評価・検証も踏まえて、全国の男女共同参画センター等の相談員に対して、性暴力被害者支援のための研修を行うこととしております。

「３ 配偶者からの暴力防止と被害者保護のための地方公共団体等連携強化促進」費として、約３,５００万円となっております。具体的な内容としては、官民の担当者を対象としたワークショップを全国数か所で開催し、先進的好事例の共有、官民担当者の意見交換、また具体的なケースに基づく実践的ワークショップなどを行い、地域の事情に応じた相談対応力の向上などを図っていきたいと考えております。

内閣府の予算につきましては以上でございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、次は警察庁からよろしくお願いいたします。

○警察庁 警察庁の暴力関係予算につきまして、資料４－２をごらんいただければと思います。

警察庁では女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり等、そこに記載しているようなものを講じることとしております。概ね２２年度予算の継続と言ったようなものでございますが、例えば（４）の１に被害児童に対する支援活動費ということで、これは性的虐待でありますとか、児童ポルノの被害児童といった人たちの心理に配慮しながら事情聴取を行うということでのガイドラインを作成しまして、そのマニュアルを配布するといったようなものでございます。なお、このペーパーに記載はありませんが、予算措置を講じているわけではありませんが、１点御紹介をいたしたいと思います。子ども対象の暴力的性犯罪の出所者につきまして、従来

は出所者の社会復帰を妨げないようということで、警察が直接接触することを控えていたわけですが、やはり所在不明になる者が結構多い。あるいは性犯罪で再検挙される者がかなりの数に上るということから、今年4月からは警察が直接出所者の自宅を訪問いたしまして、同意を得た上で面談等を行って支援等を行い、性犯罪の再犯を防止していくという措置を講じることといたしております。

以上です。

○法務省 法務省から資料4-3に基づきまして、当省の予算について御説明をさせていただきます。

まず「1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」につきましては、(1)のところで、法テラスと呼んでおります日本司法支援センターにおける被害者支援の実施経費といたしまして、165億5,400万円の内数を計上しております。

法テラスにおきましては、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介するほか、犯罪被害者等の援助に関する制度の利用に関する情報などを速やかに提供するとともに、費用に乏しい方に対しましては、民事法律扶助の制度を活用いたしまして、弁護士費用や損害賠償請求費用の負担軽減を図っております。

なお、予算額につきまして、内数とさせていただいておりますが、これは同センターが行います他の事業にも共通する経費の中から、特に切り出すことが困難ということでこのようにさせていただいているところでございます。

(2)ですが、刑事施設における矯正処遇として実施をさせていただいております性犯罪再犯防止指導等を充実強化させるための経費として8,700万円の計上をしております。この性犯罪再犯防止指導といいますのは、性犯罪により受刑している者に対し、問題を認識させて再犯に至らないための具体的な方法を学ばせるために実施している指導でございます。

本指導を実施する職員には、認知行動療法等の専門的な技法に精通している者を当てる必要がございます。そのための専門研修を行うとともに、臨床心理士等の専門家を配置したり、アドバイザーとして外部有識者を招聘するなどの施策に努めてきております。

(3)の保護観察所が担当する社会内処遇における、同じく性犯罪者処遇プログラムの実施経費でございます。200万円と非常に小額でございますが、保護観察所におきましても同じように性犯罪者の処遇プログラムを実施しており、これを実施するとともに保護観察官が定期的な面接により直接的な関与を強化して必要な指導、助言等を行っていくことによって再犯防止を図っているところでございます。

4番目の社会復帰支援(婦人補導院の運営)についてということでございますが、売春の勧誘を行うなどした女性について、その社会復帰を支援するために必要な経費といたしまして2,000万円を計上しております。

「2 人権擁護制度」の項でございます。女性の人権ホットラインの充実を図るための経費といたしまして400万円、男女共同参画問題研修実施経費といたしまして900万円を計上しているところでございます。

法務省の人権擁護機関におきましては、男女共同参画社会基本法第 17 条の規定の趣旨を踏まえ、性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため、人権問題に関する相談に対応しております。

まず、(1) 女性の人権ホットラインの充実に記載しておりますように、人権問題に適切に対応するため、平成 12 年度に全国の法務局・地方法務局に専用相談電話として女性の人権ホットラインを設置したところですが、このホットラインが一層活用されるように広報を行うとともに、18 年度からはナビダイヤル化をいたしまして、その体制の充実強化を図っております。

また(2) の男女共同参画問題研究実施経費にありますように、人権擁護委員に対しまして、男女共同参画社会の理念や性別による差別的取扱いに関する相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、平成 23 年度におきまして全国 8 か所で研修会を実施することとしております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

文部科学省、お願いします。

○文部科学省 文部科学省です。資料 4-4 をごらんください。

文部科学省の女性に対する暴力対策関連予算(案)についてですが、まず 1 番目の独立行政法人国立女性教育会館では、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成に資することを目的とし、研修、交流、情報調査研究等を行っています。

平成 23 年度は女性関連施設の相談業務に従事している担当者を対象に、配偶者からの暴力等を中心とした専門的、実践的な研修を行う予定です。また、調査研究の中で人身取引に関する調査研究もこれまでもやっておりますが、引き続き実施する予定でおります。

スクールカウンセラー等活用事業は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の中での実施となります。児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24 時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する経費となっております。

スクールソーシャルワーカー活用事業は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識、技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する経費となっております。

社会教育による地域の教育力強化プロジェクトについては、行政だけではなく、市民、NPO など民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを具体的に指定して地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究を行う経費となっております。こちらの中で人権教育についてテーマとして取り上げ、調査研究を行う予定となっております。

次の青少年を取り巻く有害環境対策の推進ですが、昨今の携帯電話の普及によるインターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、シンポジウムの開催や啓発資料の作成・配布、青少年とメディアに関する調査研究

などを実施する経費となっております。

最後の児童生徒の現代的健康問題への対応事業です。こちらはメンタルヘルスに関する課題など児童生徒の現代的な健康課題に対して、教師が正しく現状を把握し適切な対応を行うことができるよう、講習会や指導参考資料を作成するなど実施する経費となっております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。資料4－5をごらんいただけますでしょうか。

23年度予算の御説明をする前に、簡単に厚生労働行政の関わり方や実態について御説明させていただきます。

厚生労働省におきましては、女性の暴力関係につきましては、主として売春防止法に基づきます婦人保護行政の枠組みでやっております、その部分がこの図ではピンクで示されております。そのほか、母子自立支援策など関連施策として緑の部分で示しております。

婦人保護行政の枠組みですと、都道府県におかれた婦人相談所や市町村におかれています婦人相談員の方がまず相談を受け付け、都道府県の婦人相談所で一時保護などを行い、そこで今後の行き先を固めて、必要に応じて婦人保護施設でありますとか、民間シェルターの方への一時保護委託、母子生活支援施設などでの自立の支援を行って自立につなげていただくというのが大まかな枠組みでございます。

2ページでございますけれども、婦人相談所等に寄せられますDV関係の相談件数。DV防止法ができる前と比べますと現状で約2倍というふうに増えております。

3ページでございますが、婦人相談所において一時保護した件数でございますけれども、DV絡みのものはDV法ができる前と比べまして、16年度の時点で大体1万2,000件とかなり増え、その後は大体横ばいになっておりますが、今、婦人相談所での一時保護件数の約7割がDV関係となっております。

4ページから23年度予算について御説明させていただきます。婦人相談所等における支援といたしまして、婦人相談所と関係機関の連絡会議を開きますネットワーク事業でありますとか、婦人相談所のラインの研修などの事業を行っております。ここににつきましては、斬と書いてございますが、婦人相談所の指導的立場である職員に対する研修を国が自ら行うという事業を23年度予算に初めて盛り込んでおります。

婦人相談所に相談員を配置して休日、夜間の相談を行うような事業でありますとか、DVに関する専門的知識を持った通訳者の方を養成するための事業、弁護士等による法的調整を行うための事業などを行っております。

5ページでございますが、DV被害者の場合には、加害者からの追求を逃れるためにあえて別の都道府県などで避難しているわけでございますけれども、そのための必要な旅費なども予算を計上しております。

外国人のDV被害者のための通訳雇い上げ経費などの補助も行っております。

婦人相談所が一時保護を委託するための経費もやっておりますけれども、これは民間シェルタ

一等も含めやっておりますが、23年度予算からは、いわゆるDV防止法の配偶者間の暴力に加えまして、恋人からの暴力の被害者につきましても一時保護委託の対象に拡充するという予算を計上しています。

心理療法担当職員を婦人相談所あるいは婦人保護施設に配置するための経費でありますとか、同伴児童のケアを行う指導員の配置のための経費、婦人相談所や婦人保護施設の夜間警備といったしまして、監視カメラを付けたり、警備員を雇ったりするための経費なども用意しております。

婦人相談員の方の手当、旅費などの補助経費も計上しているところでございます。

6ページは必ずしもDV被害者に限ったものではありませんが、母子家庭支援の枠組みで実質的にはかなりDV被害者の割合が多くなってしまっていて、間接的にDV被害者の支援策と言えるかと思います。

例えば母子家庭のお母さんが看護師等の資格を取ればかなり就職に有利になりますので、その資格を取るのを援助するために、養成学校に通っている間の生活費を支給する高等技能訓練促進費等事業でありますとか、就職等の総合的な相談を行うセンター事業をやっております。あるいは個々の母子家庭のお母さんの状況に応じて、自立支援のためのプログラムをつくるための経費なども用意しております。

母子生活支援施設につきましては、今、新規入所者の約半分がDV被害者ということになっておりまして、先ほども申し上げましたが、DV被害者の場合はあえて地元でない別の地域の母子生活支援施設の方に入所していただく、いわゆる広域入所を進めておりまして、そのための必要な経費なども計上しております。

同じく母子生活支援施設につきましても、夜間警備のための経費を計上しております。

少し形が変わりますが、職場におけるセクシャルハラスメント対策も厚生労働省の担当でございまして、こちらの方は指導員を全国の雇用均等室に配置するなどの経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○辻村会長　ありがとうございました。ここまでで本日の議題の3の（1）と（2）、暴力対策関係予算についてということまで進んできております。当初の予定では（4）までいってから質疑をと考えておりましたが、内容がたくさんございますので、この時点で10分ぐらい質疑の時間を設けたいと思います。

まず基本計画全体について及び省庁から御報告いただきました予算について、この2点について、委員の方から御質問がございましたらよろしく願いいたします。

林委員、どうぞ。

○林委員　法務省に質問です。いただいた資料4-3ですと、1と2とあって、1がもつぱら暴力の当事者に対する取組みについての予算。2の方が人権擁護委員に対する予算となっておりますが、基本計画の内容を実施するために、法務省や警察庁自身がどういう取組をなさるのかということについてはどうお考えなんでしょうか。特にそれについてここで説明するような新たな

な予算の項目がないということなのだろうかという疑問を持ちました。

といいますのも、基本計画の中で、例えば冊子の74ページを見ますと、3のアの②のところで「性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成」として、担当府省庁は警察庁、法務省となっています。だから、こういった専門家を育成していくということは、多分警察庁だけではなくて法務省にも関係することだと思います。

上の①のところですが、基本計画の中では、例えば強姦罪の見直しなど、「性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」ということが入っておりますが、何かこのことについて新たな研究を始めるとか、取組みを行うといったことについて予算はないのでしょうか。

○辻村会長　いかがでしょうか。

○法務省　後の方のお尋ねは、予算としては立てておりませんが、性犯罪、強姦罪の見直し等に対しましては、刑罰体系全体の中でのバランスを見ながら、最近における改正の動向を見ながら、今後も引き続き検討していくものとしていただいております。予算的には計上はしておりません。

最初にお尋ねのあった捜査員等の育成あるいは体制の拡充につきましては、勿論、取組をしていくというものでございますけれども、総合的な行政運営の中での対応ということになっておりまして、特出しの予算としては計上いたしておりません。

○辻村会長　よろしいでしょうか。

では、竹信委員、お願いします。

○竹信委員　かなり相談体制の拡充等々に力を入れていらっしゃるというのは確実にわかったのですが、問題をよく聞くのは、相談に行った先の人がどういう人なのかということだと思うんです。例えば警察庁でカウンセリングアドバイザーの委嘱とか、研修人材の確保というのはどういう方を想定しているのかが1点。

精神科医による支援とか、先ほど林委員のお話にもありましたけれども、警察官とか裁判官とか、そういった方々にも実は性暴力等々についてのもっと深い知識が必要だという意見もしばしば聞くので、そういったことへの研修というのは何かお考えになっていらっしゃるのか、この2点を教えていただきたいと思います。

○辻村会長　警察庁の方は、いかがでしょうか。

○警察庁　カウンセリングアドバイザーの委嘱でございますが、こちらにつきましては精神科医でありますとか、臨床心理学専門家、こういった方々にアドバイザーを委嘱しております。

○辻村会長　次の研修体制はどうですか。

○警察庁　研修体制につきましては、カウンセリング担当の方々に来ていただいておりますという形になります。

○竹信委員　それは例えば裁判官の方とか検察官の方への研修は、そういった方を通じてされているということですか。

○警察庁　私どもの場合は警察官が対象です。

○竹信委員　では、法務省の方ですね。

○辻村会長 今のお答えは、警察官についての研修は既にやっているということですか。

○警察庁 やっております。引き続きの予算になります。

○辻村会長 ほかにいかがですか。お手が上がっている森田委員、どうぞ。

○森田委員 厚生労働省の方にお伺いしたいのですが、児童相談所等で嘱託でよく働いているのですが、結局、性暴力の中でも二十歳以下の特にティーンエイジャーもしくは18歳から20歳のちょうど間ぐらいのところで性暴力を受けている子どもたちに対する対応というのは、実際にやっていて、どこにも持って行き場がなくていつも困っているというか、そういう体制がない。一番サポートの必要な年代なのですが、そこら辺が厚労省の方の枠組みに入るのかわかりませんけれども、ちょうど間ぐらいに挟まってしまっているので、性的虐待を受けた子どもたちのフォローについての何か体制というのは、はっきり書かれていないと思うんです。

もう一つは、逆に性暴力を行ってしまっている親の場合もあったり義父だったりしますけれども、虐待に関する加害者、性暴力の加害者への対応というものも、形としてないのかもしれませんが、この中には見えていないので、そこら辺はどんなふうを考えられているのか教えて欲しいです。

○辻村会長 お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。たしかに18歳から20歳ぐらいの辺りというのは、児童ということで児童相談所なのか、それとも私どもの枠組み、先ほど御説明した婦人相談所なのか、その辺りの狭間になっているケースが多いのかと思います。

一応制度の仕組みから言うと、別に児童相談所で18歳を超えたら一切相談を受け付けないということでもないし、婦人相談所も主としては成人女性を勿論想定していますが、20歳以下の人の相談を受け付けないということではない。ただ、実際制度が違って、それぞれ組織も違うので、その連携がうまくいっているのかどうかというところについては問題意識を持っています。先ほど国による婦人相談所幹部職員の研修事業も新しく23年度から開始するという予算を計上していることを御説明しましたが、当然研修をするためには何を教えるかという話もあります。ここの御説明はしませんでしたけれども、これから婦人相談所のそもそもの仕事の仕方として、いろいろ外部の機関と協力をして、マニュアル化をしていくなりしていこう。その中の大きな要素の1つが、まさに児童相談所等との連携をどうやってうまくやっていくか。全国でも結構ばらつきがあるみたいなので、うまくいっている地域などの話をよく聞きながら、全国にそういう知恵、ノウハウを普及させていくということを、これからやっていきたいと思っております。

加害者への対応ということですが、直接加害者という切り口では我が省では事業を行っておりませんが、例えば加害者が家族、性的虐待であれば父親だったり義父だったりするわけですが、家族ということになりますと、当然児童相談所の役割というのは被害者だけではなくて、家族の問題を解決していくということが大きな役割ですので、そこら辺もまた実際うまく機能しているかどうかというのは、いろんな御批判もあるのかもしれませんが、関係者の知恵、ノウハウを集めて、今の仕組みの中で充実していきたいと考えております。

○辻村会長 よろしいでしょうか。では、先ほど竹信委員の御質問が警察庁と法務省へということでしたので、法務省の方から主に研修体制についてお答えいただけますか。

○法務省 法務省におきましても、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者と接する上での留意点等、そういった必要な研修を実施することとしております。

○辻村会長 これから研修するのですか。

○法務省 これまでも行っておりますが、今後とも行うということです。

○辻村会長 わかりました。ありがとうございます。よろしいですか。

どうでしょうか。時間のこともありますから、あと1名だけお受けいたしまして、後は最後にまとめて議論する時にお願いいたします。

原委員、どうぞ。

○原委員 文部科学省にお願いします。資料4-4でスクールカウンセラーとソーシャルワーカーの活用事業とありますが、これについては各学校に対する派遣事業も含まれているのでしょうか。要はスクールカウンセラーなどが随分地域によっては派遣回数が少ないとか、きちんと対応ができていないというところを見聞きしておりますので、もっと各学校に対する派遣が増えるようなことがあるのかどうかということと、24時間体制の電話相談というのはどこでされることを想定されているのかということをお尋ねしたいのです。

○辻村会長 お答えをお願いします。

○文部科学省 スクールカウンセラーについてですけれども、予算上は小学校1万2,000校、中学校で9,902校ということで予算上は計上しています。21年度の実績としては、1万5,461か所に配置しています。これは地域によって異なりまして、小学校、中学校の学校単位で置いているところもあれば、教育委員会に置いて、そこでその地域についてカバーするところもあるようです。

24時間体制の電話相談については、地域によって違うかと思いますが、教育センター等の機関が電話を受けるということが想定されているかと考えております。

○辻村会長 今のお答えでよろしいでしょうか。

○原委員 可能性としては、来年度増えるということで考えていいのですか。

○文部科学省 箇所数、予算上は22年度に比べては増えています。

○辻村会長 平川委員、ここの方がいいですか。では、手短にお願いいたします。

○平川委員 厚生労働省にお尋ねしたいんですが、第3次基本計画の中で、売春防止法の見直しというものが盛り込まれたと思いますが、それについての予算化というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○厚生労働省 売春防止法の見直しというのは、まずは制度の検討だと思うんです。ということは、基本的に本省の方でする仕事になりますので、特別の予算というものは計上しておりません。

まさに企画立案というのは我々の本来業務ですので、様々なところからいろいろなお話をお聞きして、どういう見直しが必要かというのは検討していきたいと思っています。もう少し材料

が集まったら、基本的には企画立案ということだと審議会の経費であるとかそういうのが中心になるんだと思います。見直しの内容が固まれば、また施行のための経費というのはきっちり予算計上する必要があると思います。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、進めさせていただきます。議題の3の「(3)配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業について」でございます。これは先ほど内閣府の説明でも触れられておりましたが、現在、行っている電話相談事業について、内閣府から報告していただきたいと思います。

○原調整官 では、資料5をご覧ください。

全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は、DV防止法が施行されました平成14年度の3万5,000件から、平成21年度7万2,000件と、約2倍以上になっております。

一方で、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている人は約3割で、何らかの被害を受けたことがある人のうち、相談しなかった人が約6割に上っております。

また、性暴力につきましても、内閣府の調査によりますと、20歳以上の女性のうち7.3%が異性から無理やりに性交されたことがあるにもかかわらず、そのうちの6割の人がどこにも相談していない。被害が潜在化している恐れがあるという状況でございます。

こうした状況を改善するために、昨年10月に決定されました緊急総合経済対策の中で、DV被害者支援の緊急対策の実施ということで、集中的な電話相談事業等を実施するということが盛り込まれております。

これを受けた事業の具体的な内容ですが、2月8日から3月27日までの約2か月間、パープルダイヤルを開設し、相談を集中的に受け付けているところでございます。

パープルダイヤルでは、4つの回線を設けており、具体的には1年以内に強姦や強制わいせつなどの性暴力被害に遭った女性向けの相談回線、資料では②というところです。DV被害や過去の性暴力で悩んでいる女性向けの相談回線、これは①です。また、資料の③と④ですけれども、男性相談者向けの回線及び外国人相談者向けの回線を設けております。①と②につきましては、24時間対応のフリーコールによる無料の電話相談となっておりますが、男性相談と外国人相談につきましては、そもそも電話相談員となることができる支援者が少ないということもありますので、時間を区切って、男性の場合は平日午前11時から午後11時まで、土日祝日が正午から午後11時まで。外国人相談者の場合は毎日午前9時から午後9時までと時間を区切って相談を行っております。

外国人相談につきましては、配偶者暴力相談支援センターで実際に相談を受けた中で相談件数が多い言語として、英語、タガログ語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語の6か国語に対応しており、電話で受けた相談をそれぞれの言語の方が携帯電話で折り返し対応するという形になっております。

電話相談の流れですが、番号をかけますとオリジナルガイダンスで4種類の相談に振り分けを行うということになっております。

女性相談につきましては、全国女性シェルターネット、フェミニストカウンセリング学会から

協力をいただいております、全国で約 40 拠点あります。午前 10 時から午後 10 時までは 30 回線。午後 10 時から翌朝の 10 時までは 10 回線のローテーションを組んでおります。

強姦や強制わいせつなどの被害直後の性暴力被害女性向けの回線につきましては、2 回線。N P O 法人の女性の安全と健康のための支援教育センターと、性暴力救援センター・大阪に御協力いただきまして、2 回線で 24 時間対応をしております。

男性相談につきましては、先ほど申し上げましたが、時間を区切りまして 2 回線ずつのローテーションで対応しております。

外国人相談につきましては、1 回線で受けまして、6 か国語の担当者が携帯電話で折り返すという形になっております。

運営体制ですが、右の上をご覧ください。事務局としましては、この事業の運営統括を財団法人大阪府男女共同参画推進財団、通称ドーンセンターに担っていただいております。

電話相談員については、全国女性シェルターネットワークとか、フェミニストカウンセリング学会等で日ごろから支援を行っている民間の支援員の方に、今回電話相談員として対応いただいております。

パープルダイヤルの相談状況ですが、3 月 7 日までの数字ですと、約 3 万 6,000 件の電話がかかってきております。DV 被害、過去の性暴力被害に悩んでいる女性からの電話が半分以上を占めておりますが、男性からの相談も毎日 100 件を超える状況でございます。

相談内容につきましては、1 件 1 件相談記録を付けております。全国の電話相談拠点から、具体的な相談内容を記載した相談対応表が送られてき始めたばかりという状況ですので、具体的にどのような相談が多いのかといった相談内容に関する分析はまだ行っておりませんが、相談数が非常に多いということは言えるのではないかと考えております。

どういった電話相談が多かったのか、どういった対応が必要になったのか等の事業の結果をとりまとめ、この専門調査会にも御報告させていただきたいと考えております。

パープルダイヤルの説明については以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。先ほどの御説明で 4 つの回線で①②③④と御説明されたものが、電話の流れと書いた四角が 4 つございますね、これが 1、2、3、4 に対応しているということでございます。こちらには①とか書いてございませんけれども、4 つの四角がそれに当たるということでございます。これについての質疑は後にまとめて行わせていただきます。それでは、議題 3 の「(4) 第 2 次犯罪被害者等基本計画について」に移ります。これは間もなく基本計画が改定されるということでございまして、内閣府の犯罪被害者等施策推進室から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○犯罪被害者等施策推進室 それでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室の方から第 2 次の犯罪被害者等基本計画案について御説明いたします。

この計画は犯罪被害者等基本法に基づきまして、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成するものであります。現行計画は、平成 17 年 12 月に閣議決定されまして、その計画期間が今年度末に終了するというので、平成 23 年度からの 5 か年計画とし

て新たに作成するものであります。

この計画の策定に当たりましては、資料６－１のとおり、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体から要望を聴取いたしまして、寄せられた要望を基に基本計画策定推進専門委員等会議で議論をいただきました。この基本計画策定推進専門委員等会議の構成員につきましては、資料６－２となっておりまして、親会議であります推進会議の有識者委員４名と、有識者の専門委員５名、省庁側職員ということで構成されております。

現時点では、基本計画策定推進専門委員等会議において計画案を確定したという状況でありまして、近く関係大臣と有識者からなる犯罪被害者等施策推進会議で第２次計画案として決定いただきまして、今月中に閣議決定されるという予定でございます。

なお、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体から寄せられました要望の中には、性犯罪被害者やＤＶ被害者に対する支援の充実を求めるものがありました。これらにつきましては、第３次男女共同参画基本計画の策定に向けた検討に当たっても御議論なされていましてことから、整合を図るために、資料６－３のとおり、先行していた男女共同参画会議における議論を踏まえて基本計画策定推進専門委員等会議で検討を行いました。

次に、第２次基本計画案の主な施策ですが、これは資料６－４のとおりであります。このうち主なものを御説明させていただきますと、まず「第１ 損害回復・経済的支援等への取組」というところの２つ目のポツですが、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会の設置ということでございます。推進会議の下に別途の検討会を設置いたしまして、平成２０年度に拡充しました犯罪被害給付制度の運用状況などを踏まえまして、犯罪被害者等に対する経済的支援について検討していくというものでございます。

３つ目のポツ、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担についての検討も同じく推進会議の下に別途の検討会を設置いたしまして、犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担について検討していくこととしております。

「第２ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」というところの下から２つ目のポツであります。性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進など、性犯罪被害者に対する支援の充実ということでございます。

ワンストップ支援センターの設置促進という関係で申し上げますと、内閣府におきましてワンストップ支援センターの開設、運営の手引きといったものを作成いたしまして、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等へ配布いたしまして、その設置を促進していくということであります。

「第３ 刑事手続への関与拡充への取組」というところの２つ目のポツであります。被害者参加人の旅費等の支給に関する検討ということでもあります。被害者参加制度につきましては、御案内のとおり導入されましたが、その参加人の旅費等につきまして負担を軽減する制度導入について検討をするということでございます。

次に計画案の全体についてですが、これは資料６－５をごらんいただければと思います。男女共同参画基本計画の施策と関連するところにつきまして、かいつまんで御指摘だけさせていた

できます。

13 ページになりますが、一番上の「(6) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減」ということでございまして、緊急避妊や人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用の公費負担に要する経費を従前どおり補助するほか、そういった運用が全国同水準でできるだけ行われるように、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となるという周知も含めて、都道府県を指導していくというようなことでございます。

18 ページです。上から (12)、(13)、(14)、(15)、(16) というところが施策ですが、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実ですとか、性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報の提供ですとか、医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備、性犯罪被害者対応における看護師等の活用、また先ほど申し上げましたワンストップ支援センターの設置促進ということでございまして、内閣府以外でいいますと、警察庁の方で現在モデル事業を22年度に行っておりますので、その検証などを行う。そのとりまとめた結果を広く提供するとか、厚生労働省において医療機関情報としてワンストップ支援センターの情報を載せるとか、啓発を行うというようなことなどがございます。

23 ページ「(8) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施」ということでありまして、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析するなど、配偶者からの暴力の被害者の安全確保の強化について検討して、必要な施策を実施するというものであります。

28 ページ「(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進」ということでありまして、医療機関で性犯罪被害者からの証拠採取やその保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを警察庁が厚生労働省の協力を得て行っていくというものでございます。

35 ページ「(2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進」ということでございまして、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組みが促進されるように、先進的な好事例の収集・提供に努めるというものでございます。

最後になりますが、これまでお話してまいりましたように、性犯罪被害者に関する施策を含めまして、第2次犯罪被害者等基本計画の案にあります施策は、まずは犯罪被害者団体や犯罪被害者支援団体から要望を聴取いたしまして、これを基に先ほどの専門委員等会議で、書きぶりも含めまして十分に議論した上で盛り込まれたものでございます。こういった手続を経て盛り込まれた施策につきまして、その進捗について毎年フォローアップをすることになっております。

フォローアップは具体的には専門委員等会議、そして推進会議でやっていただくことになっておりますが、当室はその事務局ということになっております。私どもといたしましては自ら担当している施策について、しっかりとこれを実施することはもとよりですが、他省庁の実施状況についてもきちんとフォローアップいたしまして、第2次計画の着実な推進を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

- 辻村会長 どうもありがとうございました。第2次犯罪被害者等基本計画案は、先ほどの御説明では3月中に閣議で決定される予定ということですのでよろしいですね。ですから、この内容について私どもは客観的に見せていただいただけになると思いますが、今の御説明ですと毎年フォローアップがあるので、これについて私どもの方でも気がついた点を検討して、また今後に生かしていくということと理解してよろしいですか。
- 犯罪被害者等施策推進室 一応私どもといたしましては、今、申し上げました専門委員等会議の方でフォローアップをしていただくということで、そのとりまとめを私ども事務局が各府省から聞いて、上げることになっております。
- 辻村会長 直接的にはこの専門調査会のテーマと関わりが非常に深いですから、またこちらから何か御意見をお出しすることは可能でしょうか。
- 犯罪被害者等施策推進室 それは事務的にまたいただければとは思いますが、私どももきっちりこちらの会議でもやってまいりますということを申し上げました。
- 辻村会長 わかりました。そのような理解で先ほどの(3)の議題と、ただいまの犯罪被害者等基本計画の議題について、ここで若干質疑の時間をとりたいと思います。いかがでしょうか。今の御説明で何かございますか。
- 林委員 今の犯罪被害者等基本計画についてお尋ねします。基本計画の全体の仕組みがまだ私の頭に入っていないので、的外れな御質問かもしれませんが、フォローアップというのは、例えば個別に非常に重大な女性に対する暴力についての犯罪が発生したというときに、警察ですとか、あるいは職務関係者の取組みが的確であったかどうかといったことを検証する役割も、そのフォローアップの中に入るのでしょうか。と言いますのは、男女共同参画基本計画の中で冊子の70ページ「オ」の一番最後の丸で、「重大事件等の暴力被害について必要な検証を行い、重大な被害につながりやすい要因を分析し、的確に対応する」という、一種のケーススタディ的なものを念頭に置いて、この提言を入れたと思います。
- 例えば去年11月の裁判員裁判で、宮城県の石巻で未成年者同士のカップルのストーカー事件で被害者を保護した支援者や姉が殺されて、加害者に死刑判決が出たことがありましたけれども、報道ですと被害者は生前に十数回警察に接触していたということです。宮城県警が県庁に出した報告書がインターネットに掲載されておりましたが、ああいったことを宮城県警だけの問題で終わらせないで国として取り組むことは、被害者の方の基本計画の支援に入っているのでしょうか。
- 犯罪被害者等施策推進室 私どもの方は、個別具体的に発生しました事案あるいはそれに対応する検証ということではなくて、この計画に盛り込まれました施策について、それがどのように進捗しているのか。例えば検討会で検討しているということについて、今どこまでの議論がされているかですとか、こういったことを導入するといったことについて導入できたのかですとか、そういったことになってまいります。それが法律で求められておる検証ということでございます。
- 辻村会長 よろしいでしょうか。

○林委員 そうしますと今、私が御質問したような、ある個別の重大な事件が起こったときの職務関係者の対応についてのモニタリングというか、フォローアップというのは、だれがどこでやっていくことになるのでしょうか。

○原調整官 この男女共同参画基本計画の中では担当省庁として警察庁、関係府省となっておりまして、今後これを踏まえてどうやっていくかというのは、犯罪被害者等の基本計画の中ではなくて、またこちらの方で議論していくことになるんだと思います。

○辻村会長 よろしいですか。種部委員、どうぞ。

○種部委員 同じく今の犯罪被害者等基本計画に関してなんですけれども、今までの問題点、例えば被害者救済のための給付制度も全国で同一ではなかったもので、金額の上限が違っていたところに対してそれをなくすとか、取組みをされたのは良いと思いますが、実際の現場で問題になっているのは、医療機関で本人が一旦支払いをしてから、後からそれを請求するという形になっていることです。例えば人工妊娠中絶になりますと10万円一旦払えというのは、非常に医療機関としては請求しづらく、現場では問題になっているかと思います。

実際に被害届を出されて、それに事件性があるかどうかというのは、その人が届けを出して、捜査をしてみないとわからないところがあるので、最初から性犯罪被害者支援の給付の対象になるかどうかかわからないのが現実だと思うんですけれども、その辺の実際の運用上の問題については、これから検討されるおつもりはあるかどうかということが1点。

もう一つはカウンセリング等、精神疾患に対して支援をするというのはよくわかるんですが、いつまでかといいますか、急性期の対応だけを考えていらっしゃるのか。実際には警察に、例えばこの後、ワンストップという形に持っていかれるとしたら、その場所ですぐにカウンセリングを行いメンタルケアを行うということは可能だと思うんですけれども、カウンセリングはその1回では終わらないと思います。長期にわたる支援を検討されているのかどうかについて教えてください。

○辻村会長 よろしくをお願いします。

○犯罪被害者等施策推進室 まず第一点目ですけれども、医療費を最初に御自身が払うですとか、届出のまだ出ていない段階などという、この運用上のというのは、まず計画ができてから施策をそれぞれ担当省庁が行っていきますので、担当省庁において取組みを進めていく中で検討していくことと思っております。

カウンセリング費用等公費負担の件ですけれども、これにつきましてはこういった方々を対象にするのかですとか、そういったことを含めまして来年度から検討会を立ち上げて、これから検討していくことになっておりますので、まずはそういった論点をどういうふうに設定していくのかも含めて、最初から議論していくことになります。

○辻村会長 番委員、どうぞ。

○番委員 番です。私が答えるのはおかしいのですけれども、犯罪被害者支援を行っているのです、この基本計画を実はずっと眺めていたという事情があります。6-2の推進会議委員のうち弁護士としては松坂先生という仙台の先生なんです、松坂先生を被害者支援委員会がバックア

ップしておりまして、個別具体的なこういう被害者に関する問題のある事案があったとなりますと、松阪先生を通じて施策の問題点ということをし、持ち上げていってもらっている状況がございます。ですから、個別具体的な事案を直接内閣府の方で検討するというよりは、そういうルートを通じていろいろな意見を出して検討いただいているというのが実態です。

これは質問というよりは、すごく前から気になっていたのですが、私は女性の関係の問題と犯罪被害者支援の問題を両方やっているわけですが、その住み分けの問題です。今回は犯罪被害者等基本計画の中に、これはこちらの男女共同参画会議の検討結果を踏まえてということになった部分がありますが、どちらがどう検討するのかというところの問題点を、うまくすり合わせしていただきたい。

もともと被害者の方では、女性の問題が抜け落ちているのではないかとされておりまして。現在、日弁連弁護士会としてもパープルダイヤルを実施するということについて、実は犯罪被害者支援委員会がバックアップしております。全国の有志の弁護士が名前を載せた名簿をお渡ししているということなんですが、女性被害者の問題については、検討上住み分けが微妙というのが実際です。

伺いたいことは、このパープルダイヤルの集計については非常に興味深く、楽しみにしておりますが、28日からはDV相談ナビにということですが、これは性暴力は入るのでしょうか。つまりDV相談ナビとすると性暴力の人は恐らくアクセスしないと思うのですが、こちらはそれに対する対応はどうなっているのでしょうか。

○辻村会長 お答えをお願いします。

○原調整官 もともとDVの相談機関につなげるということですので、DVに該当する性犯罪ですと入ってきますけれども、基本的にはDVという枠組みの相談機関につなぐというシステムです。

○辻村会長 今の答えでよろしいですか。

○番委員 そうすると、パープルダイヤルはどちらかというと性暴力を最初に打ち出して、性暴力、DVと書いてあるので、ちょっと残念だなという気がしております。

○原調整官 1点補足させていただきたいのですが、DVに関しましてはDV防止法ができて、全国の都道府県とか自治体の配偶者暴力相談支援センターですとか、そういう基盤ができてきています。ただ、それを知られていないという状況もありますので、そういうところをとにかく知っていただきたい。国がこういうパープルダイヤルをやることによって、相談してもいいんだよというメッセージを出して、知っていても相談できない人にもつながっていただきたいということで実施しています。

性暴力につきましては、実際どこに相談していいのかという、DV防止法みたいな法律がないものですから、男女共同参画センターに相談に行ったり、個々のケースで警察に行かれたりとか、いろいろな場合があると思うんです。我々としましても来年度以降、今回もパープルダイヤルの実施と合わせて男女共同参画センターの相談員に対しまして、今、性暴力被害者支援の研修を行っておりまして、とにかくいろいろつながっているところで、そういうところの体制

を強化していくことで進めていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。阿部委員、お願いします。

○阿部委員 1つはお願いなのですが、この犯罪被害者等の基本計画で、特に13から14ページを見ますと、1つは被害者の居住場所の確保ということで、婦人相談所及び民間シェルター等とあるんですが、実際の場面で旧来からのいわゆる婦人保護事業の一環で、私どもも民間シェルターとしてはDV被害者だけではなく、婦人保護の対象となる一時保護の被害者あるいは被害母子を受け入れているんですが、是非この計画については都道府県や市町村の被害者支援を担当する団体だけではなく、該当する民間シェルターや婦人相談所にも幅広くこれは配付する、あるいは周知していただけたら大変ありがたいと思っています。

2点目は質問なのですが、男性の性被害者も対象となり、救済措置の対象となるのでしょうか。

○犯罪被害者等施策推進室 犯罪被害者等ということですので、男性が例えば強制わいせつの被害になるということはあると思いますので、そういったことでこちらで言っている性犯罪被害者ということで、別に男性を排斥しているものではありません。

○阿部委員 ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがですか。この問題でありますか。

○平川委員 今、パープルダイヤルの急性期の性暴力被害者の回線を受けているんですが、予想以上に警察官からの二次被害がすごく多くあるんです。私自身はカウンセラーとして、そんなに多く二次被害のことは聞いていなかったんですが、今回相談をやりまして、こんなにたくさん二次被害を受けているのかということがわかりました。

そうしますと、警察に相談に行った方がそこを離れてしまうわけです。性暴力被害者は性犯罪被害者でなくなってしまうということなんです。先ほどのお話の13ページに、性犯罪被害者の医療費の負担軽減ということを御報告いただきましたけれども、性犯罪被害者になった方だけが、つまり警察に被害届を出して告訴した方たちだけが緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料などの経費の軽減という負担軽減を受けるわけなんです。そこから漏れたが、性暴力被害者であるという方たちの経費は全く軽減もされないという事態が発生する。これは性暴力被害者の軽減、根絶と反対方向になっていくと思うんです。

この中でせめて緊急避妊、ピルについての何らかの軽減とか、そういうことをこの専門調査会が考えていくのかどうか、あるいは犯罪被害者等基本計画の中の流れだけでいいのかどうかということが、今、私の頭の中では混乱状態になっているんですけれども、その辺りを考えていくおつもりがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。この専門調査会の対象とするかどうかということは、また後に議論していきたいと思いますが、それ以外のところで何かお答えはございますか。別にないですか。被害届を出さなかった人については対象にならないですね。

○警察庁 これは各都道府県警で対応をしております、具体的な個別の事案でどういう形になっているかは、私どもは詳細について今お答えできませんけれども、先ほど警察の二次被害につきましては大変耳の痛いお話をいただきまして、そこにつきましては我々もいろいろ教育を

更に徹底してまいりたいと思っておりますし、できるだけ女性警察官を、そういったところで話を聞いてもらうという形での対応も今後進めていくということで、今、内部でも議論しているところでございます。

○辻村会長 ありがとうございます。補足をお願いします。

○平川委員 女性警察官の方で二次被害を与えているという例が多いので、驚いているところです。

○辻村会長 そうなんですか。

○犯罪被害者等施策推進室 私どもの第2次の計画を策定する際の議論として同じような御指摘がございまして、こういうことで会議としては御了解いただいております。すなわち、犯罪被害者等施策における医療費の公費負担制度としては、捜査機関との関わりを全く拒否するという方を対象として含めることは困難であろうということでありまして、それが資料6-3で要望番号の14、17に対応する計画案文ですが、(注というところであります。

○辻村会長 委員の皆様お分かりでしょうか。資料6-3の第1、損害回復の要望番号14、17の右側の黄色いところですけども、「犯罪被害者施策等施策における医療費の公費負担制度としては、捜査機関との関わりをまったく拒否する者を対象に含めることは、困難であると考えられる」という注記です。この計画の中には今の文章は入っていないんですね。ただ、了解事項としてこのようなことが論じられたということです。

○林委員 先ほどの平川委員の御質問は、一度捜査機関に接触したけれども、捜査機関の対応が適切でなかったので、やめてしまったという人はどうなのかという質問だったと思うんです。そうすると、その人は全く拒否しているわけではないので、そういう人は救済されるのかというのが最初の質問です。

もう一つは、先ほどの番委員の御質問に関係して内閣府にお尋ねしたいんですが、パープルダイヤルが3月28日以降はDV相談ナビになります。このいただいた名刺型の案内を見ると、裏に「それはDVです、それは性暴力です」と書いてあって、例えば性的な行為を強要されるということが例示に挙がっています。そうすると、これを見た人が見知らぬ人から性的な行為を強要されたと思って、ここの相談ナビに電話をかけても、見知らぬ人が加害者ならばDVではないです。ただ、その場合でも恐らく電話を受けた人は、「DVでないのここでは相談は受け付けません」とはおっしゃらないと思うんです。どこかの相談機関は紹介してくださるだろうと期待はするんですけども、どうして3月28日以降の方は表側の「性暴力・DV相談」から「DV相談」に衣替えをしてしまうのか。その理由を教えてくださいませんか。

○犯罪被害者等施策推進室 最初の方につきまして私の方から。今あった最初に接触その後ということにつきまして、私どもは所管しているところではないのですけれども、現場の運用をきちんと適切にやっているだろう、あるいは適切になされていくだろうと思っております。

○辻村会長 後半はいかがですか。

○原調整官 今回の電話相談事業につきましては、あくまで緊急対策事業として、とにかく今、相談窓口を知らない方ですとか、一人で悩みを抱えている方たちに対して期間を区切って、と

にかく相談していいんだ、相談先がありますということを伝えたいと考えて実施しました。ただ、性暴力につきましては先ほど申しましたように余り整っていないものですから、整っているところを強化していこうということも行っております。また、ホームページにも記載しているかと思いますが、性暴力につきましては、警察ですとか男女共同参画センターなど、そういったところにつながっていただきたいなと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにおありかもしれませんが、次に進ませていただきます。議題（４）でございます。専門調査会における今後の議題の進め方について事務局から御説明をいただいて、そして皆様方から御意見などをいただきたいと思います。そこで今のところでもまだ御質問がおありだった方は、その後に御発言いただければと思います。

それでは、まず事務局の方から資料７に基づいて説明をお願いいたします。

○藤澤推進課長 資料７をごらんください。上のところに当面の調査の具体的内容ということで（１）と（２）、今年６月までのことと６月以降のこと、２つに分けて我々からこのようにしたらいかかでしょうかという御提案を申し上げたいと思います。

今こちらから御説明しましたパープルダイヤル事業、配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業が３月２７日まででございますので、その事業の結果を早急に出しまして、６月までは、それを踏まえてそこから何か課題があるのかどうか、あるいはその課題に向けて今後どうしたらいいかということ、御検討いただければ大変ありがたいと思っております。ＤＶだけではなくて、性暴力に関しても扱っていますので、そういったＤＶ、性暴力等に関する課題などを御議論いただきたいという御提案でございます。

それに関しては当面のスケジュールとしまして、次回以降まずこちらから事業全体の御報告を申し上げた後、例えばその事業に協力いただいた団体にお話を伺うことなども含めて何回か御議論いただき、最後６月目途でとりまとめをいただければと思います。更に６月以降につきましては、あらかじめ各委員の方々にも現時点でのお考えをということを少し教えていただきました。御意見を寄せてくださった方々の意見も非常に様々でございましたので、このペーパー上は特段具体的に書いてございません。取り上げる課題等については是非また今日あるいは今後、皆様方に御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。６月ごろ開催予定の男女共同参画会議に、当専門調査会の当面の検討結果についても報告をしたいということでございますので、６月までに本日を含めまして３回ないしは４回開催いたしまして、とりまとめていきたいということでございます。内容については今、御紹介がございましたように、電話相談事業の結果を踏まえた報告をしたいということでございます。６月以降はもう少し対象を広げまして、女性に対する暴力に関する重要課題について有識者の方からヒアリングをして、調査検討を行ってきたいということでございます。

本日は最初でございますので、考えながら走るというのでも構わないのですが、当面は電話事業の総括をして、やっている間に今後どのような重要課題を取り上げるべきかというこ

とを、だんだんと精査して焦点化して具体化していきたいと考えているのですが、本日の段階で少し時間がございますから、この調査会として取り上げるべき課題、これは6月までについての御希望でも結構でございますし、6月以降というのは具体的には9月以降に取り上げるべき課題ということで結構だと思いますが、皆様方から御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

○小木曾委員 先ほど予算の説明をいただいたときに、警察庁から予算ということではないのだけれどもというので、出所者についての自宅訪問が4月から始まるという御報告がありましたけれども、それについての経過報告を是非いただきたいと思います。

○辻村会長 そうですね。出所者についてはいろいろ自治体でも検討が始まっておりまして、議論のあるところですが、当調査会としてどのように検討するか、関わるかということはまだ未定でございますので、皆様方の御意見を聞きながら進めていきたいと思いますが、何か警察庁からございますか。

○警察庁 承知いたしました。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○原委員 今回のパープルダイヤルが、私が思っていた以上にたくさん相談が寄せられているということで、その内容や分析について非常に興味があり、楽しみなところだと思います。これによって恐らく新規の掘り起こしもできたのではないかと考えています。是非こういう事業を続けていって、掘り起こしを進めていってほしいということと、それに伴って支援の質を上げていかないといけないということで、地方自治体、市町村担当者や相談員の支援の質を上げるために具体的な方法を考えていかないといけないと思うのです。

これは今後の課題というところで重要なものではないかと考えています。このことを焦点化していきたいのですが、例えば厚生労働省から話がありました広域連携の措置についてなんです、1つ具体的なお話をさせてもらおうと、一時保護をするときに婦人相談所によって入所の条件が違ったりすると、広域連携がうまくいかないことが考えられます。危険な状況の人を県外で引受けてもらうときに、県単位でそのやり取りをする際、婦人相談所同士の入所に関する考え方や条件が違えば入所依頼、保護依頼をしても、スムーズに進まない状況などがありますので、そういうところをもっと是正してほしいと考えています。広域連携における婦人保護事業についての県単位のやり取りについて、何か御指導なさっていらっしゃるのかどうかということ、厚生労働省に1つ御質問したい。

○厚生労働省 広域連携など、婦人相談所間の連携をうまくどう進めていくかという御質問でしたけれども、先ほど御説明しました資料4-5の一番最後のページを時間がなかったので御説明をしなかったんですが、今も数は少ないんですけども、国、県それぞれのレベルで研修をやっておりまして、国の方で全国レベルでやっているものとしましては、今でも(2)で書いてありますような全国の婦人相談所長さんたちを集めた会議などをやっていまして、そのときにこちらからの伝達もあれば、個別のケーススタディというか、特に都道府県をまたがるような事例を取り上げて、うまくいった例、うまくいかなかった例などを、どうすればうまくいく

のかということなども相談をさせていただいているんです。

それに加えて先ほど申しましたように 23 年度からは国の方が行う研修という形で、婦人相談所の幹部職員の方にその研修を行う。その前提として当然やり方の標準化というものも必要になってくると思います。

最終的には都道府県のあれなので、個別の案件を一つひとつ国の方から指示することは難しいと思うんですが、個別事例に即してどうすれば連携をうまくしていくかということのノウハウの蓄積と標準化は、引き続きやっていきたいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○森田委員 加害者更生のことを聞きたいんですけれども、男女共同参画局かなと思うんですが、もともと加害者更生のプログラムを委員の一人としてつくって、東京で試行した一人なんですけれども、非常にいろんな問題があることもよくわかっているんですが、ただ、今、非常にその当時とまた時期が変わって、むしろ民間ベースでいろんなものが出てきていて、やはり被害者支援との連携をちゃんとしないと、加害者更生というのはむしろ副作用もあることを私も非常に感じながらやっているわけなんですけれども、手を出さないまま、このままいろんな形で続いていくことは、余り望ましくないという感じも受けるので、その辺をずっとアンタタッチャブルにしてしまうのかどうか。もうちょっと積極的にそのことについて例えば保護命令等と組み合わせ導入するなどの枠組みを、何らかの立案をしていくお気持ちはあるのかということを知りたい。

ここに私が今日来させていただいた経緯の中で、法務省の方にお聞きしたいんですけれども、法務省の刑事施設のプログラムの中にも DV を含む暴力のプログラムを作るということで、そのプログラム内容を作る委員としてやって来たんです。ですからそういった話がこの中に全然出てこないんですが、そうした刑務所内のプログラムは（DV 対策の必要な人の）一部しか対応できないものだと思うんですけれども、やはり全体としての DV 対策の枠組みとして明示されないと、非常に有効性というものが限られてしまうと思うので、その辺はやはりこうした場ではないと思うんです。

いろんな省庁をまたがって 1 つの構図を作っていくことについて、見通しがあって欲しいと思っているんですけれども、その辺を 2 つの省庁をお願いしたいと思います。

○辻村会長 いかがでしょうか。

○原調整官 加害者更生につきましては先生に携わっていただいた東京での試行等を踏まえて、一旦 18 年 6 月に報告書を出させていただきまして、被害者支援との連携が必要だということ、あと、なかなか環境が整っていない、なかなか任意の参加による加害者更生のプログラムの環境が整っていないということで、今、我々の方で実施しておりますのは、もともと被害者支援というものが根幹にありますので、加害者の方が相談所に来られたときの加害者に対する対応のマニュアルを検討しておりまして、それを作成しております。

そのとき、同じように根本を断つということで、予防啓発が大切だという御指摘もいただいておりますので、予防啓発の資料をつくりまして、来年度以降、先ほど予算のところでも説明を

させていただきましたけれども、予防啓発資料を使った指導者研修を行うことにしております。そういった取組みがまた一段落したところで、またどういったことをやっていくかを検討していくことになると考えております。

○森田委員 わかりました。この中でも少し議論を続けたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。法務省、いかがですか。

○法務省 法務省でございます。今、森田委員からお話のあった性犯罪に対するプログラムにつきましては施設内処遇を担当する矯正と社会内処遇を担当する保護の間に、認知行動療法を取り入れたプログラムという形で開発をさせていただいて、実施をしているところでございますが、今、御指摘のあったような、更にそういったものが幅広くプログラムの連携がとられていくような取組みにつきましては、今後もそういったことに対して取組みを発展させていきたいと考えております。

○森田委員 私自身がアドバイザーとして関わっている法務省のプログラムは、性暴力と別の暴力プログラムとして企画されているものです。性暴力とはまた別枠で、作成されているものです。そうしたプログラムをどのように生かしていくのかに関する検討も、よろしくお願いします。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかに今後、9月以降でもいいのですけれども、何か我々の課題とする問題などがありましたら。番委員、どうぞ。

○番委員 今、一番興味があるというか、考えなくてはいけないと思っているのは性暴力の問題です。先ほど警察に行ったけれども、二次被害を受けて戻ってきたという方もいらっしゃるというお話でしたが、私たち弁護士の感覚から言っても、性暴力事件で刑事事件として進んでいくものは本当にごくまれです。どうしてなのか。暗数の多さ。まず表に出てこない件が多い。ですから、パープルダイヤルなどでどうしてなのかという話が出てくるかもしれませんが、常に二次被害の問題、プライバシーの問題がつきまとう。こういう意味では性暴力、性犯罪は非常に特別なものだと思うのです。でも、こうした問題についてしっかりと議論してきた歴史は全くないと思います。

断片的には法制度の中で変わった部分があったり、あるいは量刑が重くなってきたということがありましたけれども、全般として考えていないので、できるだけ全体の様々な問題点を洗い出していきたいと思っています。それが最終的に暗数を減らし、そして法律的にもきちんとそれが評価される、あるいは裁かれるという方向に行くのだらうと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。この問題は次回以降も引き続き論じることができませんが、それ以外の論点でございますか。よろしければこの辺りでと思ったのですが、最後に1点だけ。

○林委員 事務局には事前にメールでお送りしたんですが、今の番委員の性暴力犯罪について更に深めるという点に私も賛成です。去年の専門調査会で短く御報告しました「国連の女性に対する暴力立法ガイド」というのが近々翻訳が出ますので、そういったものについて全般的な、包括的な女性に対する暴力についての立法の在り方や被害者保護も含めて、9月以降、議論ができればと思います。

○辻村会長　ありがとうございました。時間の関係もありますので、大体この辺りでまた次回以降に回させていただいてよろしいですか。

そう言いながら1点だけ私の方で伺いたいことがあったのですが、本日予算を出していただきまして、非常に多くの場面で内数というのが出てきています。勿論、切り分けができないのだろうという感じはするのですけれども、今後ジェンダー統計でありますとか、ジェンダー予算といったものも検討するという方向になっておりますときに、どういうふうに考えるべきか、問題になり得ると思われま。

例えば法務省の資料4－3で、日本司法支援センターにおける被害者支援の実施ということで、これは165億円。小さい額ですと内数と言っても大体おおよそは見当がつくのですが、ここでは165億円あります。そうすると165億円の中の内数で性犯罪被害者支援にどのぐらい回っているのだろうかとか、そういうふうに考えた場合には決算にならないと全くわからないという発想なのか、それとも予算の段階でも内数ではあるけれども、大まかに性犯罪関係が何割ぐらいとか、そのように考えられるものなんでしょうか。これは制度をよく私は知らないので教えていただきたいのですが。

○法務省　これは運営費交付金という形で出ているものでございまして、全体の法テラスの業務の中で個別に特定して抜き出すことは困難な状況です。

○辻村会長　そうすると、例えば性犯罪の問題で何か予算化するということになる、別の項目を作っていただいて予算化する方向でいった方がいいということですね。分かりました。また今後検討させていただきます。

それでは、皆様方にはまだ御意見おありかと思いますが、時間がまいりましたので次回の日程について、事務局から御報告していただけますか。

○原調整官　次回ですけれども、先生方から予定を聞きまして、4月28日の3時から5時が一番御出席いただける日時ということで、その日に開催させていただきたいと思っております。場所等につきましてはまた決まり次第、御連絡させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長　それでは、本日は非常に短い時間でありましたけれども、有益な密度の濃い御議論をいただけたかと思っております。次回は4月28日木曜日3時からということでございますので、是非よろしく御願い申し上げます。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。